

# 令和2年度予算を可決

第1回定例会 3月3日～18日

## 予算総額116億7,890万円

### 主な予算の使われ方

#### <一般会計>

- ・庁舎等建設事業 18億2,162万円  
　　庁舎等建設工事（建築主体、電気設備、機械設備）等
- ・まちなか再生とまちの賑わい創出事業 1,743万円  
　　まちづくり会社負担金等
- ・移住・起業・空家等利活用促進事業 1,100万円  
　　まちづくり会社負担金等
- ・障害者総合支援事業経費 2億4,755万円  
　　介護給付費・訓練等給付費等
- ・子ども・子育て支援事業 1億5,882万円  
　　認定こども園運営費、子育て支援センター事業等
- ・一般廃棄物最終処分場施設整備事業 9億6,502万円  
　　浸出水処理施設等建設工事、土木施設建設工事等
- ・国営農地再編整備事業推進事業 8,275万円  
　　農業経営高度化支援事業等
- ・町有林整備事業 5,447万円  
　　保育事業、造林事業等
- ・商工振興補助費等 4,552万円  
　　起業等振興促進補助、商工会運営費等
- ・道路橋梁維持管理経費 1億2,443万円  
　　町道等維持管理業務等
- ・橋梁長寿命化修繕事業 6,973万円  
　　橋梁長寿命化補修工事等
- ・津別高校振興対策事業 4,713万円  
　　公設塾運営業務、バス通学費補助等
- ・スクールバス経費 4,459万円  
　　バス車両購入、混乗スクールバス運行業務等
- ・美幌・津別広域事務組合負担金 12億6,574万円  
　　津別消防署新庁舎建設工事等

3月定例会は3日に開会し、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、町長の「町政方針」と教育長の「教育行政方針」の朗読を省略し、行政報告に引き続き、条例の制定、条例の一部改正、補正予算など19件の議案を審議し原案どおり可決しました。6日は令和2年度予算の説明をし、12日まで議案調査のため休会しました。

6日に議会運営委員会を開催し、新年度予算の早期審議を急ぐべき日程変更を行い、13、16日に令和2年度予算案6件の質疑と審議をし原案どおり可決、17、18日は5議員の一般質問を行い、発議3件と決議1件を原案どおり可決、報告1件を了承し、閉会しました。

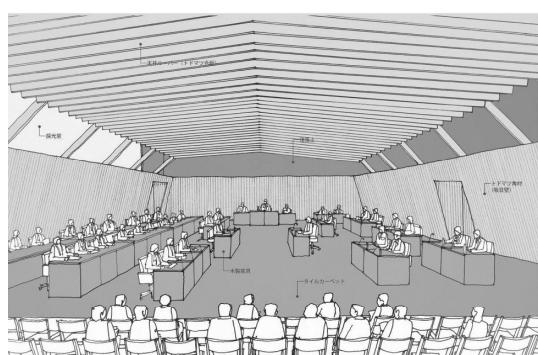
●同意	1件
●承認	1件
●第6次総合計画	1件
●条例の制定	2件
●条例の一部改正	3件
●指定管理者の指定	3件
●財産の無償貸付	1件
●権利の放棄	2件
●補正予算	5件
●新年度予算	6件
●発議	3件
●決議	1件
●報告	1件

近藤 上野 細川 嶋田 石橋 巴 追田 西原  
雅浩 安幹 安治 利明 敏博 和男 芳明  
さん さん さん さん さん さん さん  
(活汲) (豊永) (高台) (大昭) (沼沢) (豊永) (大昭) (恩根)

農業委員会委員に次の11人の方を選任することに同意しました。

### 農業委員会委員の選任

### 人事



役場新庁舎議場内観イメージ

田原 賢二さん (達美)  
佐野 多希子さん (上里)  
金一 和美さん (木樋)

## 固定資産評価審査委員会 補欠委員の承認

固定資産評価審査委員会委員の補欠委員に、2月7日付で竹原俊博さん(双葉)を選任したことを承認しました。

## 津別町第6次総合計画 の策定

津別町の総合的かつ計画的な政策等の推進を図るため、令和2年度から11年度までの10年計画として、条例に基づき策定するものとしました。

津別町市街地総合再生基本計画推進協議会設置条例の制定

## 条例

推進協議会を設置する条例の制定を行いました。

## 地域公共交通活性化協議会 設置条例の制定

津別町の地域公共交通が将来に亘って持続可能なものとするための「津別町地域公共交通網形成計画」の作成及びその事業の実施のため、法定協議会を設置する条例の制定を行いました。

## 国民健康保険税条例の 一部改正

津別町の総合的かつ計画的な政策等の推進を図るため、令和2年度から11年度までの10年計画として、条例に基づき策定するものとしました。

地方税法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税に係る基礎課税限度額医療分61万円を63万円に、介護分16万円を17万円に引き上げ、同一世帯所属者一人当たり加算する減額基準額を、五割軽減が28万円から28万5千円に、二割軽減が51万円から52万円にする改正を行いました。

また、国民健康保険税の賦課方式について、資産割を廃止し所得割、平等割、均等割の3方式にするなどの改正を行いました。

株式会社 相生振興公社

## 町営住宅の設置及び管理に 関する条例の一部改正

公営住宅法の改正により、認知症の方などの収入申告義務を緩和するよう条例の改正を行いました。

また、老朽化の著しい住宅を除却したため、その住宅(高栄団地3棟、活汲中央団地2棟)を削る改正を行いました。

## 起業等振興促進条例の 一部改正

津別町での起業を促進し、産業の振興及び雇用の促進を図るため、平成25年10月から施行している条例の一部を改正し、令和2年3月31日までの期限を3年間延長しました。

## 公の施設に係る 指定管理者の指定

次の3件(4施設)について、期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日まで指定しました。

## 権利の放棄

町営住宅使用料債権及び水道料金債権の権利を放棄することについて、原案どおり可決しました。

○堆肥製造施設  
○津別町農業協同組合  
○21世紀の森キャンプ場・  
グレーステングスキー場  
株式会社 津別町振興公社

## 財産の無償貸付

旧活汲小学校校舎1階及び体育館において、木材工芸品の加工及び地域内特産品等の展示などをを行う施設として活用している町有建物を無償で貸し付けることとしました。

## 貸付財産

### 建物

活汲256番地1

旧活汲小学校校舎1階及び  
体育館

902m<sup>2</sup>

### 貸付の相手

株式会社

山上木工

### 貸付期間

契約の日から令和7年3月  
31日

# ～議会の録画配信を行っています～

インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。町のホームページにアクセスしてご覧ください。

津別町ホームページ <http://www.town.tsuibetsu.hokkaido.jp/> から  
「議会インターネット中継」をクリック。